d×0.95×0.47×0.5×e／f

算式の符号

d　当該市町村を包括する都道府県に係る各都道府県拔分額

e　当該市町村が管理する市町村道の面積として総務大臣が調査した数

f　当該市町村を包括する都道府県の区域内に存する市町村道の面積として総務大臣が調査した数

C　次の算式によつて算定した額に0.75を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

g×0.95×0.35×0.5×α

算式の符号

g　当該市町村を包括する都道府県に係る各都道府県拔分額

α　当該指定都市を包括する都道府県の区域内に存する一般国道等（地方税法第143条第2項に規定する一般国道等をいう。以下この号において同じ。）の延長のうちに占める当該指定都市の区域内に存する一般国道等の延長の割合として総務大臣が調査した率

D　次の算式によつて算定した額に0.75を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

h×0.95×0.35×0.5×β

算式の符号

h　当該市町村を包括する都道府県に係る各都道府県拔分額

β　当該指定都市を包括する都道府県の区域内に存する一般国道等の面積のうちに占める当該指定都市の区域内に存する一般国道等の面積の割合として総務大臣が調査した率

二　指定都市以外の市町村の基準額

算式

A＋B

算式の符号

A　前号の算式の符号中Aに同じ。

B　前号の算式の符号中Bに同じ。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

**第三十九条**　地方揮発油譲与税の基準税額は、指定都市にあつては第一号及び第二号に定める額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第一号に定める額とする。

一　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第三条に係る額の合算額に〇・九五一を乗じて得た額

二　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に〇・九五四を乗じて得た額

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法）

**第三十九条**　地方揮発油譲与税の基準税額は、指定都市にあつては第一号及び第二号に定める額の合算額とし、指定都市以外の市町村にあつては第一号に定める額とする。

一　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第三条に係る額の合算額に〇・九七三を乗じて得た額

二　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に〇・九六九を乗じて得た額